

令和6年度 生徒指導に関する規定

〔生徒指導に関する規定の改定について〕（令和4年2月改定）

私たち第18代福岡魁誠高校生徒会執行部は、創立20周年を迎えるにあたり、生徒一人ひとりが自覚をもち、自己管理ができる人間になることを目指していきたく考えました。私たちが自主的に決まりを守っていくという意識を強くもち、全校生徒が一致団結して、より福岡魁誠高校を発展させ、より学校生活を充実させていきましょう。

1 風紀面について

本校生徒として、ふさわしい態度を身に付け、秩序・モラルの向上に努める。日常的に髪型や服装に気を配り、周りのためにも自分自身のためにも「身だしなみ」を整えて、外見も内面もさらに磨いていく。服装頭髪などの風紀面を確認するために、マナーチェックを実施する。

(1) 服装

学校指定の制服を着用し、常に清潔、端正であるように心掛ける。夏服・冬服の移行期間は設けない。

- ・冬制服、ブレザーの前ボタンを留める。
- ・スラックス着用時はベルトを必ず着用する。華美なものは着用しない。
- ・スカート丈を短くすることがないよう、仕立ての原型（膝中心までの長さ）を保つ。
- ・夏服時には半袖シャツの下に、無地の下着またはTシャツを着用する。（ワンポイントまで可、華美なものは着用しない）
- ・長袖シャツの袖ボタンを留める。
- ・靴下は学校指定（紺）または、無地の白・紺・黒で、長さはくるぶしが隠れるものとする。（ワンポイントまで可）

・ベスト・セーター・カーディガン

半袖・長袖シャツの上に本校指定のベスト・セーター・カーディガンを着用してよい。

・ネクタイ・リボン

ブレザーを着用している時は、半袖・長袖シャツを第一ボタンまで留め、ネクタイ・リボンを着用する。

ブレザーを着用していない時は、ネクタイ・リボンの着用を自由とする。

(2) 頭髪

- ・前髪は目、横髪は耳、後髪は制服・半袖シャツ・長袖シャツの襟（肩）にかからない長さとする。肩にかかる場合は黒・紺・茶のゴムで結髪する。
- ・染色・脱色は禁止する。故意に染色・脱色・黒染めをした場合は、元の髪の色に戻るまで継続した指導を行う。（勝手な判断で黒染めなどしない）
- ・パーマ及びそれに類似したものは禁止する。
- ・過度に整髪料等を使用し、髪型を整えない。

(3) 眉

身だしなみの上で、形状を変えない程度で整えることとする。（産毛を扱う程度）

過度な加工をした場合は、元の形状に戻るまで継続した指導を行う。

(4) ピアス等

ピアスなどの着用は禁止とする。耳などにピアスの穴をあけた者については、穴が塞がるまで継続した指導を行う。

- (5) 化粧等
- ・一切の化粧を禁止とする。
 - ・カラーリップ、アイプチや二重まぶた用のりの使用を禁止する。
 - ・まつ毛パーマ及びそれに類似したものは禁止する。
 - ・カラーコンタクト、黒目を大きく見せるコンタクト（サークルレンズ）の使用を禁止する。
- (6) 通学靴
特に規定は設けていないが、高価なものや華美なものを使用しない。
- (7) 通学バッグ
学校指定のバッグを使用する。部活動の道具等が学校指定のバッグに入りきらない場合は、別のバッグを併用してよい。
- (8) 防寒具
- マフラー及び手袋等
 - ・登下校時の着用を認める。（教室内での着用不可）高価なものや華美なものは使用しない。
 - ・教室前廊下のロッカー付近で着脱する。
 - コート
 - ・登下校時に学校指定のコート及び学校指定以外の黒・紺・グレーを基調としたデザインの上着の着用を認める。文字・ロゴ等が目立つ上着は使用しない。
 - ・冬制服、ブレザーの上から着用をする。
 - ・教室前廊下のロッカー付近で着脱する。
 - タイツ等
 - ・防寒対策としてタイツ等の着用を認める。色については、無地の黒またはベージュとする。
- (9) 装飾品等
- ・ネックレス・指輪・マニキュア（つめ磨き含む）などの装飾品の着用は禁止する。
 - ・美容整形、刺青（タトゥー）、ボディピアス等、身体を装飾するために身体を傷つける行為を禁止する。

2 学校生活

(1) 校 時

魁誠ゼミ(朝)	7:40～8:25	第5限	13:35～14:25
朝の10分間読書	8:40～8:50	第6限	14:35～15:25
クラス朝礼	8:50～9:00	清掃	15:30～15:45
第1限	9:00～9:50	クラス終礼	15:45～15:55
第2限	10:00～10:50	魁誠ゼミ(放課後)	16:10～17:50
第3限	11:00～11:50		
第4限	12:00～12:50		
昼食・昼休み	12:50～13:35		

【完全下校】 夏季(3～10月)…19:30 冬季(11～2月)…19:00

(2) 登下校

- ・交通ルールを守り、安全確認を行い事故防止に努める。校内及び校外において交通事故・事件等に巻き込まれた場合は、担任へ報告する。
- ・電車・バス利用時において、公共・乗車マナーを守り、利用客の迷惑となる行為はしない。
- ・自転車通学については、自転車通学規定を参照にする。
- ・携帯電話・スマートフォン等を操作しながらの歩行や自転車乗車は、事故や事件に巻き込ま

れる危険性が高いので禁止する。

- ・下校時間を守り、それ以降は許可なく校内に残らない。

※夏季時制 19:30 完全下校（3～10月） 冬季時制 19:00 完全下校（11～2月）

土曜・日曜・祝日、長期休業中、考査期間中については、17:00を下校時間とする。

※特別な理由により遅くなる場合は、職員の管理下に限る。

(3) 授 業

- ・生徒の本分は学習であることを常に自覚し、自主的かつ真剣な態度で授業に臨む。
- ・教室移動に際しては、定刻までに入室・集合する。

(4) 考 査

- ・厳正な態度で臨むこと。不正行為は、懲戒処分とする。
- ・試験開始5分前までに入室する。
- ・机の中が空であることを確認し、筆記用具以外はすべてロッカーに入れる。
- ・試験中に物品の貸し借りはしない。

(5) 施設・器具等

- ・学校の施設・器具等は大切にかつ丁寧に扱うこと。過って破損させた場合は、直ちに担任あるいは部活動顧問に届ける。
- ・食堂・図書館等の施設利用マナーを守る。

(6) 休み時間・昼休み

- ・休み時間は、次の授業の準備をする時間であることを常に念頭に置く。
- ・食事のマナーに注意し、歩行中の飲食は慎む。売店で販売しているアイスクリームは、必ず食堂内で食べる。（食堂外へ持出禁止）

(7) 清掃・美化活動

- ・授業終了後、直ちに掃除用具を準備し、指定の場所に集合し清掃する。
- ・監督の先生の指示で終了する。
- ・ゴミを分別し、指定された時間にゴミを捨てること。飲食物の後始末には特に注意する。

(8) 携行品

- ・IDカード及び手帳は、各自で管理する。
- ・所持品には、必ず記名する。
- ・必要以上にお金を持ってこない。
- ・学校教育に不必要な物品を持ってこない。（ゲーム・マンガ・ハンディファン等）
- ・携帯電話・スマートフォンと連動する付属品（スマートウォッチ、イヤホン等）の持ち込みを禁止とする。
- ・学用品は許可された物を除いて、毎日持ち帰る。
- ・物品の紛失・盗難・拾得があった場合は、直ちに担任に届け出る。
- ・部室には、部活動に関わる物以外置いて帰らない。
- ・鞆や教科書、貴重品、携帯電話・スマートフォンはロッカーで管理し、必ず施錠を行う。但し、ロッカーに入らない荷物については、担任に許可をもらい教室で管理する。

(9) 諸 届

- ・文書による願・届は、すべて学校長宛とし、担任へ提出する。
- ・休学・復学・転学・退学・忌引等については、所定の書式によって願い出る。
- ・学割（旅行許可願）は、所定の書式により事務室へ願い出る。
- ・欠席・遅刻・欠課・早退等においてあらかじめ連絡できるものは、手帳や本校HPからGoogle Classroomによって事前に担任へ連絡を取る。ただし、緊急を要する場合は電話によって行う。

- ・1週間を越える病気欠席及び定期考査の病気欠席については、医師の診断書（医証および手帳の証明欄）を添えて欠席届を提出する。
- ・転居した場合は、速やかに担任へ届け出る。
- ・やむを得ず登校後外出する際は、手帳の諸届を利用し、担任の許可を得る。
- ・怪我などにより、やむを得ず指定外の服装で登校しなければならない場合は、手帳の異装届の欄に記入し、担任へ提示し許可を得る。
- ・掲示物については、事前に生徒支援課に許可を得る。また、掲示したものは期限後責任をもって取り除く。

3 校外生活

- ・校外においても本校生徒として自覚をもち、品性を傷つけることのないよう心掛ける。
- ・風紀上有害と認められる場所に入入りしない。
- ・夜間外出は慎み、午後10時以降の外出は、保護者同伴とする。
- ・無断外泊は禁止する。
- ・アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行わなければならない場合は、申請書を担任へ提出し、学校長の許可を得る。

4 長期休業中の心得

- ・長期休業は、その意義を考え、計画的・有効に活用し、有意義に過ごすよう心掛ける。
- ・長期休業前に配布する「休業中の心得」を遵守する。

5 交際について

互いに敬愛し、その人格を尊重すると共に節度を保ち、良識ある公正明朗なものである。行き過ぎや誤解を受けないような交際を心掛ける。

6 運転免許取得について

普通自動車・自動二輪及び原付運転免許取得は原則として禁止する。

※就職等でやむを得ず、普通自動車運転免許が必要な場合は、許可願を提出し、3年次の冬季休業期間から自動車学校の入校を認める。

7 携帯電話・スマートフォンについて

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みは認めるが、校内での使用は禁止する。ただし、事情があって校内で使用する場合は、担任に届け出る。

※携帯電話・スマートフォンの使用で、違反等が多数あった場合は、一定期間の持込禁止を検討する。

8 相談窓口について

○子どもホットライン24（福岡）	092-641-9999
○24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
○福岡いのちの電話	092-741-4343
○福岡県警察少年サポートセンター	092-588-7830
○心のリリーフライン（犯罪被害）	092-632-7830
○性暴力被害者支援センター	092-762-0799
○性犯罪被害に関する相談	#8103

〔自転車通学規定〕

自転車通学においては、常に交通法規を遵守し、自他の安全に十分注意する。また、日常の整備点検（ブレーキ、ライト、鍵など）を確実にを行い、安全運転に細心の注意を払う。

- 1 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出し、許可を得る。
許可に際し、下記の条件を満たしておくこと。
 - (1) 保護者の同意を得て、交通規則及び校内規定を遵守し、交通マナーを守る。
 - (2) 防犯登録をする。
 - (3) ライト（自動点灯式が望ましい）、反射板が付いている。
 - (4) ブレーキに異常がない。
 - (5) 後輪にステップが付いていない。
 - (6) ハンドルなどを改造していない。
 - (7) 施錠できる。（2重ロック）
 - (8) 雨天時は必ず雨具（合羽）を着用する。
※雨天時はできるだけ自転車を利用しないことが望ましい。
 - (9) 他人との貸し借りはしない。
 - (10) 自転車置き場に停めるための駐輪用スタンドが、自転車本体に付いている。
 - (11) 後輪に泥除けが付いている。
 - (12) 自転車保険に必ず加入しておく。（R2.10.1 から加入義務：福岡県自転車条例）
 - (13) ヘルメットを着用する。（R5.4.1 から着用努力義務：改正道路交通法）
※盗難防止のため、ヘルメットと自転車のチェーン等をロックして各自で管理する。

- 2 次の禁止事項に該当する場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。
 - (1) 日没後の無灯火運転、二人乗り運転、傘差し運転
 - (2) 道路いっぱいに広がっての並列走行
 - (3) 指定された場所以外での駐輪、また、駐輪中に施錠していないこと
 - (4) 携帯電話・スマートフォンを操作しながらの走行
 - (5) イヤホン等を使用しての走行
 - (6) ヘルメット不着用での運転（着用努力義務ではあるがヘルメット着用を推奨する）
 - (7) その他、登下校時の安全運転義務違反

- 3 自転車通学を許可された者は、自転車点検合格後、学校指定のステッカーを本校教員立ち会いの下、自転車後部の見える位置（泥除け部分）に貼り付ける。なお、ステッカーの破損・紛失の場合は必ず再登録を行う。

- 4 登録した自転車を買い換えたり、盗難にあった場合は、年次の自転車係の先生に速やかに届け再登録を行う。

- 5 平成27年6月1日から道路交通法が一部改正施行され、これにより、自転車の交通ルール違反の罰則が強化され、違反すると安全講習の受講が義務付けられている。
 - (1) 信号無視
 - (2) 通行禁止の違反（自転車通行禁止の場所を守る）
 - (3) 路側帯での歩行者妨害（路側帯で歩行者の妨げになってはいけない）
 - (4) 交差点右折時に直進・左折車両の進行を妨害
 - (5) 歩道での歩行者妨害（歩道では歩行者優先、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止）

- (6) 警報が鳴っている踏切への立ち入り
 - (7) 安全運転義務違反（携帯・スマホを使用しながらの運転禁止、イヤホン等の使用運転禁止、傘さし運転禁止、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければならない）
 - (8) 通行区分の違反（車と逆方向を向いて走ってはいけない、右側通行禁止）
 - (9) 一時停止の違反
 - (10) 歩道用道路での徐行違反など（道路標識や歩道の幅で自転車通行可の場合）
 - (11) 飲酒運転（酒酔い運転も酒気帯び運転も禁止）
 - (12) 交差点で優先車両の進行を妨害（交差点における安全進行の義務）
 - (13) ブレーキのない自転車を運転（前後輪にブレーキを備えていなければ違反になる、壊れていても同様）
 - (14) 環状交差点で他の車両の進行を妨害
 - (15) 妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険など）
- 上記の自転車の運転で危険な行為とされる項目に当てはまり、自転車運転者が危険行為を繰り返したり、交通違反を3年以内に2回行った場合、3時間程度の安全講習を受けなければならない。（講習受講料6,000円）なお、受講命令を無視した場合は、5万円以下の罰金が課せられる。

[部活動規定]

1 活動方針

本校の教育目標と教育方針に則し、部活動を通して心身を鍛練し、個性豊かな人間性を形成するとともに、社会性や協調性を養い、学業と規律ある部活動との両立を目指す。

2 部の設立および廃止

- (1) 本校の施設設備を考慮し、活動内容が学校教育の場にふさわしいものであり、かつ本校教師が顧問として指導・助言が可能である次の部を設置する。
 - 体育部（14）：剣道部、野球部、陸上競技部、フェンシング部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子ハンドボール部、相撲部、空手道部
 - 文化部（9）：吹奏楽部、書道部、茶道部、放送部、新聞・文芸部、演劇部、美術・イラスト部、写真部、百人一首かるた部
 - 同好会（5）：エコロジー研究会、キャリアアップ研究会、AC研究会、ボランティア研究会、健康クラブ

※強化指定部（令和4～6年度）：野球部、女子バレーボール部、相撲部
- (2) 同好会は部への昇格を目指して活動するもので、その設置には次の各項の条件を満たさねばならない。
 - ・活動目的および内容が学校教育の場にふさわしいものである。
 - ・本校教師が顧問として、適切な指導・助言が可能である。
 - ・活動する生徒数が適切である。
 - ・活動場所が校内に確保でき、かつ既存の部活動に支障を来さない。
- (3) 同好会の設置は、次の資料を添えて生徒支援課に申請する。
 - ・同好会の目的および名称
 - ・顧問名

- ・設置後の1年間の活動計画
- ・活動場所および活動に必要な施設・設備、活動費

- (4) 同好会の設置は、部活動顧問会議の承認を得て、学校長がこれを許可する。
- (5) 設置が許可された同好会は、次年度から活動が許される。ただし、原則として必要経費は、生徒の個人負担とする。
- (6) 同好会から部への昇格については、活動状況をみて、部活動顧問会議の承認を得て、学校長がこれを許可する。
- (7) 部活動規定に著しく違反、もしくは長期にわたって活動状況が停滞していると認められた部は、部活動顧問会議の承認を得て、学校長が休部を決定する。
- (8) 休部期間は最長3年間とする。3年経過後、活動再開が見込めない場合には、部活動顧問会議の承認を得て、学校長が廃部を決定する。
- (9) 同好会の廃止については、前項および前々項に準じる。

3 入部および休部、退部

- (1) 入部を希望する者は、保護者の同意を得て、部活動入部願を部顧問から確認をもらい、担任へ提出する。
- (2) 退部を希望する者は、保護者の同意を得て、部活動退部報告書を部顧問から確認をもらい担任へ提出する。
- (3) 休部を希望する生徒は、保護者・担任・部顧問と相談をする。

4 活動時間

- (1) 部活動の活動時間及び下校完了時間は、原則として次のとおりとする。

夏季（3～10月）：活動時間	19：00まで
完全下校時間	19：30
冬季（11～2月）：活動時間	18：30まで
完全下校時間	19：00
- (2) 大会前など練習時間を延長したい場合は、部顧問が事前に部活動時間延長活動許可願を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- (3) 部活動は定期考査1週間前から中止し、考査最終日から再開する。ただし、考査最終日から数えて10日以内に、公式試合またはそれに準ずる大会がある場合は、部顧問が事前に部活動考査期間中活動許可願を提出し、学校長の許可を得て、特別練習（調整のための練習）を行うことができる。
- (4) 考査前及び考査期間中の自主練習は禁止する。この期間に練習が必要な部については、顧問の判断の下、朝（7時以降）もしくは放課後1時間程度の活動を認める。ただし、練習終了後は顧問の責任において、確実に下校指導まで行う。

5 活動上の留意事項

- (1) 顧問が不在の時は、代行者（本校職員）がいない限り、練習をしてはならない。
- (2) 対外試合（練習試合）やコンクール等に参加する場合は、顧問または代行者（本校職員）が引率しなければならない。
- (3) 部室及び部室周辺については常に整理整頓を心がけ、いつでも部室点検を受けられるようにしておく。複数回にわたり、注意されるような場合は一定期間部室の使用を禁止する。
- (4) 活動日には、部活動日誌を必ず記入する。部活動日誌は顧問が管理をし、定期的に部活動係が確認をする。

- (5) トレーニングルームの利用については、部全体で使用する場合は、顧問の監督の下、安全面に配慮して（サポートする者を配置する）、活動を行う。個人的に使用する場合は監督者不在であれば利用できない。
- (6) 練習試合を実施する前には、事前に練習試合許可願を生徒支援課へ提出し、学校長の許可を得なければならない。
- (7) 大会に出場する際は、事前に大会出場許可願（大会要項等添付）を生徒支援課へ提出し、学校長の許可を得なければならない。